

～皆さんがお住まいの地域や
市内全域の福祉のために～



社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

会員会費

ご協力をお願い

種別と会費額

種別	会費額	区分
普通会员	300円	各世帯
特别会员	1,000円	個人
団体会員	5,000円	社会福祉施設、団体など
賛助会員	10,000円	企業、事業所、個人など

会員会費は任意であり、強制ではありませんが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<税制上の優遇措置>

会員会費には、税制上の優遇措置があります。
(個人) 所得税(所得控除)、個人住民税(税額控除)
(法人) 損金算入対象(限度額の範囲内)
詳細は税務署にお問合せください。

作成：2024年4月

(お問合せ) 電話：636-1216 fax:638-9856



◆◆ 宇都宮市社会福祉協議会 (通称：社協)

市内39地区に地区社会福祉協議会を設置し、すべての市民の皆様が安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、宇都宮市や市自治会連合会、市民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体とともに、身近な地域における福祉活動やボランティア活動などを推進する公共性・公益性の高い民間の非営利組織です。

災害発生時には、災害ボランティアアセンタを設置し、被災者支援活動なども行います。



会員会費の活用の流れ

